

教員免許状の有効性確認フロー

免許状に「有効期間の満了の日」が記載されている

はい

免許状に記載されている「有効期間満了の日」のうち最も遅い日は、令和4年7月1日より前だ

はい

所持する全ての免許状が失効しています。
教員として勤務をする場合は、免許状の再授与をご申請ください。

いいえ

所持する全ての免許状
が有効な状態です。

いいえ

更新期限は、令和4年7月1日より前だった

いいえ

はい

更新の期限時点で、教員免許状が必要な
職に就いていた。
※期限時点のお勤め先に御確認ください。

いいえ

はい

所持する全ての免許状が失効しています。
教員として勤務をする場合は、免許状の再授与をご申請ください。

再授与を申請される際は次の
ページをご確認ください。

再授与申請の方法

申請の手順

- 1 宮崎県ホームページから申請書類をダウンロードし印刷する。
 - (1) 「[教員免許更新制の解消と再授与について](#)」を開く
 - (2) 「再授与申請書類」の申請書類をダウンロードする
- 2 必要書類をそろえて郵送で申請する。

【郵送先】

〒880-8502

宮崎市橘通東1丁目9番10号

宮崎県教育庁教職員課管理担当 宛て

提出書類の省略について

宮崎県内で授与された免許状の再授与申請を行う場合は、以下の書類の提出を省略することができます。ただし、「教育職員検定により取得した免許状」、または「宮崎県外で授与された免許状」の再授与申請を行う場合は、提出書類の省略はできません。

- ①卒業証明書 ②学力に関する証明書 ③介護等体験証明書

Q&A

Q1 申請後、免許状発行までにどれくらいかかるのか？

A1 1か月程かかります。

Q2 宮崎県外で免許状を取得し、現在宮崎県に住んでいる。
免許状の再授与申請は、どこにすればいいのか？

A2 免許状の授与（取得）申請は、教員として勤務中（予定）の方は勤務（予定）地の都道府県教育委員会、それ以外の方は住所地の都道府県教育委員会を行うのが一般的です。

必ずしも失効した所免許状の授与権者と同じ都道府県教育委員会に申請する必要はありませんが、同じであれば申請書類を省略できることがあります。

Q3 講習を受講する必要があるのか？

A3 講習の受講は不要です。

Q4 免許状を複数所持しているが、申請書類や手数料はそれぞれに必要なか？

A4 それぞれに必要です。

Q5 結婚等により、所持する免許状と現在の姓が異なるが再授与は可能か？ 書換えの申請をした方がよいか？

A5 再授与申請は可能です。また、免許状には申請時点の姓や本籍地を記載するため、書換えの申請は不要です。